

傷害保険別表 (1)

普通傷害保険 (共通団体傷害保険特約 就業中のみ担保特約)

団体契約用
(保険期間1年)

補償の内容

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害	死亡保険金	校務遂行中 (校務遂行の為の往復途上を含みます。)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡 後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(* 1)	保険契約者、被保険者 (保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意によるケガ けんかや自殺 犯罪行為を行うことによるケガ 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
	後遺障害保険金	校務遂行中 (校務遂行の為の往復途上を含みます。)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡 後遺障害保険金額の3% ~ 100%をお支払いします。(* 1)	脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置 (保険金がお支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ 戦争、内乱、暴動などによるケガ(* 2)
	入院保険金	校務遂行中 (校務遂行の為の往復途上を含みます。)に被った偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。また、入院保険金がお支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	核燃料物質の有害な特性などによるケガ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないものなど 対象外スポーツ 山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーの登山用具を使用するもの)
	手術保険金	校務遂行中 (校務遂行の為の往復途上を含みます。)に被った偶然な事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	リージュ ボブスレー スカイダイビング 職務以外での航空機 (グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦 ハンクグライダー搭乗 超軽量動力機 (モーターハンクグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗
	通院保険金	校務遂行中 (校務遂行の為の往復途上を含みます。)に被った偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院 (注診を含みます。)された場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 注 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 自動車、原動機付自転車、モーターボート (水上オートバイを含む) ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行 (いずれもそのための練習を含む) または、試運転 (性能試験を目的とする運転または操縦をいいます) をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りではありません。

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

傷害保険の被保険者 (保険の対象となる方) は保険契約者と保険証券記載の関係にある団体にて申込の人数内で登録された者に限ります。

(* 1) 2名以上の被保険者が同一の事故によりケガをされ、各被保険者について算出した死亡保険金または後遺障害保険金の合計額が死亡 後遺障害保険金額を越える場合は、死亡 後遺障害保険金額を限度としてお支払いする保険金が按分されます。

2名以上の被保険者が時を異にしてケガをされ、死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合は、最初にケガをされた方に保険金をお支払いした後に、次にケガをされた方に保険金をお支払いします。

すべての被保険者に対してお支払いする死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通し合算して死亡 後遺障害保険金額が限度となります。

(* 2) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。